

第三十四回国会 参議院運輸委員会會議録第二十五号

昭和三十一年七月十五日(金曜日)午後九時四十一分開会

(内閣提出、衆議院送付)

委員の異動

七月十三日委員米田正文君及び小沢久太郎君辞任につき、その補欠として三木與吉郎君及び島島徳次郎君を議長において指名した。
本日委員谷口慶吉君及び島島徳次郎君辞任につき、その補欠として大沢雄一君及び大谷巖雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平島 敏夫君
理事 天益 良吉君
江藤 智君

委員

大沢 雄一君
大谷 巖雄君
金丸 富夫君
佐野 廣君
重宗 雄三君
三木與吉郎君
村松 久義君

政府委員

運輸省自動車局長 国友 弘康君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
会専門員

本日の會議に付した案件

○道路運送法の一部を改正する法律案

第十部

運輸委員会會議録第二十五号

昭和三十一年七月十五日

【参議院】

して、これは一種の社会問題化すらい
たしておるのでございまして、これを
正常な状態に持ってくるということ
は、現下の緊急の問題であると存する
のでございまして、このたびの道路運送
法の一部を改正する法律案は、この自
動車事故をできるだけ少なくするた
めに、運行管理者の制度を設けまし
て、これによって自動車の運営とい
うものをできるだけ正常ならしめよう
ということを目的としたものであり、ま
た、白タクの問題につきまして、これ
を発見いたしました場合に、直ちに、
その自動車をまた他に転用して、再び
違法な営業をするというような事柄
を禁止するということを目ざしてい
ておるわけでございまして、私はた
だいまの情勢から見まして、この法律案を
一日もすみやかに成立すべきものであ
ると思ふわけでございまして、
ただ一点私は当局に質問いたしたい
のは、この法案によりまして、確かに
白タクの取り締まりに一つの基礎を与
えるわけでございまして、実際問題と
してその実をあげますためには、十分
なる警察当局の取り締まりの方面にお
いて協力を得なければ、とうていその
実をあげられないと思ふのでござい
まして、そういう点につきまして当局
においても十分なる御関心があること
をうかがひますが、いかなる連絡協
調の道を講じておられるか、その点
を御質問いたしまして、その上で御決
断をお願いいたし、かように考える次第で
ございまして、

○委員長(平島敏夫君) ちよつと速記
をとめて。
(速記中止)

○委員長(平島敏夫君) 速記を起こ
して。

○江藤智君 それでは討論でござい
ますから、あとその点につきまして明
らかにしたいだくことにいたしました
ので、私の討論はこれをもって終わり
ます。

○委員長(平島敏夫君) 他に御発言も
なければ、これをもって討論は終局
し、採決を行ないます。
本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(平島敏夫君) 全会一致と認
めます。よつて本案は全会一致をも
つて可決すべきものと決定いたしました。
なお、議長に提出する報告書の作成
につきましては、委員長に御一任願
います。

○委員長(平島敏夫君) 次に、運輸大
臣の代理として、国友自動車局長から
ごあいさつ並びに江藤君の御意見に対
する御答弁をお願いいたします。

○政府委員(国友弘康君) 道路運送法
の一部を改正する法律案を御可決いた
だきまして、大へんありがたうござい
ました。この法律の実施にあたりまし
ては、われわれとしても万全を期して
実効をあげたい所存でございまして、
ただいま江藤委員からお話のござい
ました公安委員会あるいは警察庁との
連絡等につきましては、この白タクが
そもそも起りまして以後、警察庁の

方と緊密な連絡をとりまして、昨年八
月以降二回にわたりまして全国に連
係をおろして、各都道府県の警
察本部において積極的に取り締まるよ
うに指導してもらい、さらにしうけ
つをきわめております都道府県に關
しましては、個々に指導してもらうよ
うに連絡をいたしておりました、この
点は公安委員会あるいは警察庁の方
と十分連絡をとっておるのでござい
ます。道路運送法の一部を改正する法
案が通過になりました公布になりま
した際には、さらに警察庁からも新し
い通達を出してもらいまして、各都
道府県の警察本部を積極的に指導して
もらうように、三週間ほど前にも私参
りまして、警察庁と打ち合わせをいた
したのでありますが、これからは公安
委員会及び警察庁の方と連絡をと
つて、実効をあげたいと存じており
ますので、この点よろしく願ひいた
したいと思います。

○委員長(平島敏夫君) 以上をもって
本日は散会いたします。

午後九時五十分散会

七月十五日日本委員会に左の案件を付託
された。

一、道路運送法の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は二
月十八日)

昭和三十五年七月十九日印刷

昭和三十五年七月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局